

奈良県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十七号

奈良県会計規則の一部を改正する規則

奈良県会計規則（平成七年三月奈良県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。
第六条の表第六号二中「」及び「を」を「」に改め、「昭和五十年三月奈良県条例第三十四号」の下に「及び奈良県地域改善対策奨学金等貸与条例及び奈良県同和対策専修学校及び各種学校修学資金等貸与条例を廃止する条例による廃止前の奈良県地域改善対策奨学金等貸与条例（昭和五十七年十二月奈良県条例第七号）」を加える。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。